

5 福保子保第 1 0 8 2 号

令和 5 年 6 月 1 2 日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部

認証・認可外保育施設担当課長

(公印省略)

令和 5 年度認可外保育施設における PCR 検査の実施について (5 月 8 日以降分)

日頃より、東京都の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

東京都では、保育施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、児童等の感染が判明した際に、PCR 検査を実施するため、希望する認可外保育施設を対象に PCR 検査キットの配布を実施しています。

令和 5 年 4 月 6 日付 5 福保子保第 5 6 号により、令和 5 年 5 月 7 日までの実施についてお知らせしていたところです。

今般、令和 5 年 5 月 8 日から同年 6 月 3 0 日までの実施内容について、下記のとおり通知します。配布が必要な時には、下記により申請いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 PCR 検査の目的

ハイリスク者である医療的ケア児 (※) が在籍する認可外保育施設において、児童等の感染が判明した際に、感染拡大を未然に防止するため、PCR 検査を実施する。

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童のことを指す。

### 2 対象施設

児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に基づき東京都知事に届出がされた認可外保育施設。ただし、医療的ケア児が在籍する施設に限る。

以下の施設については、施設の所在する区市町村を通じての配布となります。

ア 東京都認証保育所

イ 家庭的保育事業等実施要綱に基づく家庭的保育事業

ウ 港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、江戸川区、八王子市に所在する認可外保育施設

### 3 検査対象者

保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際、従前（※）の保健所の疫学調査により濃厚接触者やその周辺の検査対象者と特定される可能性の高い児童・職員のうち、検査時点で無症状の者（かつ児童については、保護者の同意を得た者）

なお、検査対象者は、別紙1「検査対象者の考え方について」に基づき、原則、施設等において特定。

※ 新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）（以下「感染症法」という。）における「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」に位置付けられていた令和5年5月7日までの時点を指す。

※ PCR検査キットの配布数は検査対象者分のみとなります。

### 4 検査実施期間

令和5年5月8日（月曜日）から令和5年6月30日（金曜日）まで

※ 令和5年6月29日（木曜日）までに都委託事業者に到着した検体について、検査を実施します。

### 5 検査内容

唾液検体採取キット（綿棒により口腔内から唾液を採取する方式）を使用した、検体の自己採取によるPCR検査

※ 検査結果で陽性の可能性がある場合は、別添「令和5年度 保育所等におけるPCR検査の実施についてQ&A」を参照の上、必要に応じて医療機関にご相談ください。

なお、小児や基礎疾患のある方については、症状が安定していても、原則、医療機関を受診して診断を受けることが望ましいと思われまます。

### 6 検査事務の流れ

別添「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査マニュアル」及び別紙2「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査フローチャート」のとおり

### 7 PCR検査キットの配布

#### （1）配布申込

配布を希望する場合には、令和5年6月23日（金曜日）（厳守）までに、別紙3「認可外保育施設におけるPCR検査キット配布申込書」に記入の上、下記申込先までメールにて提出いただくとともに、申込書を送付した旨電話にて連絡をお願いいたします。

#### （2）配布申込先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 民間保育援助担当

メールアドレス：[ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp](mailto:ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp)

電話：03-5320-4131

### (3) 配布方法

配布申込みの際に以下のいずれかを選択してください。

#### ア 東京都から施設等に送付

送付を希望される場合には、原則届出されている施設の住所宛送付いたします。  
施設以外の住所に送付を希望する場合には、申込書にその旨を記載してください。  
配布申込みをいただいてから施設等に届くまでに数日かかります。

#### イ 直接配布

以下の配布場所において直接受け取っていただくことも可能です。

##### <配布場所>

東京都庁第一本庁舎 28階北側

新宿区西新宿二丁目8番1号

##### <配布対応時間>

平日の午前9時から午後5時30分まで

※ 必ず事前に配布申込みを行い受取日時の調整をした上で御来庁ください。

※ 土日祝日等閉庁日に、メール等で配布申込みをいただいた場合には、受取日時の調整も含めて翌開庁日以降の対応となりますので御了承ください。

※ 濃厚接触候補者に該当する方の来庁はご遠慮願います。

### (4) 留意事項

検査を実施する予定でPCR検査キットの配布を受けた後に事情の変更により検査を実施しなくなった場合等、未使用（未開封）のPCR検査キットがある場合には、別添「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査マニュアル」7に記載の「検査キット使用状況等の報告」をいただく際に、東京都まで返送いただくようお願いします。  
なお、返送費用については、各施設にて御負担いただきますようお願いいたします。

## 8 検査費用

都委託事業者において実施するPCR検査の費用は東京都が負担します。また、別添「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査マニュアル」5(3)に記載のとおり、本PCR検査キットを使用して採取した検体の都委託事業者への発送にあたっては、発送費用は着払いとなります。

なお、7(3)により未使用のPCR検査キットを東京都に返送いただく際の費用については、各施設にて御負担いただきますようお願いいたします。

## 9 検査実施時における感染対策等の対応

令和5年5月2日付都福祉保健局感染症対策部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う東京都の対応について」II2では、以下のとおり記載しています。

## (2) 濃厚接触者について

令和5年5月8日（月曜日）以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同室者や同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、以下の対応が推奨されています。

- ・ 部屋を分け、お世話する家族をできるだけ限定する。
- ・ その上で、患者発症日を0日とし、5日目までは自身で体調の変化に注意する。7日目までは発症可能性があるため、期間中は手指衛生、換気等の基本的な感染対策、マスク着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮を行う。

本事業による検査を実施した際には、当該施設にはハイリスク者である医療的ケア児が在籍していることから、上記に基づく感染対策が特に推奨されます。また、同事務連絡Ⅱ1では、「今後は、施設における感染拡大防止を目的とした調査を必要に応じ保健所が実施していくこととなります。」としていますので、適宜管轄の保健所と確認してください。

## 10 その他

本通知による PCR 検査は、保護者・職員の同意に基づく任意のものであるとともに、PCR 検査を実施する場合は、その結果等により差別や偏見を助長することとならないよう、十分な御配慮をお願いいたします。

### 【担当】

東京都福祉保健局 少子社会対策部

保育支援課 民間保育援助担当

電話：03-5320-4131

メールアドレス：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp